

登別市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、登別市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革にかかる重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、参与及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 参与は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(専門部会)

第6条 本部に次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を設け別表2に掲げる事項について調査、審議することができる。

- (1) 財政部会
- (2) 事業部会
- (3) 事務改善部会
- (4) 人材活用部会

- 2 部会員は、主幹職以下にある者のうちから本部長が指名する。
- 3 部会の長(以下「部会長」という。)は、それぞれの部会員の中から互選する。
- 4 部会の会議は部会長が招集し、議長となる。ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指定する部会員がその職務を代理する。
- 5 部会長は必要に応じて各グループ等に関係資料を提出させるほか部会員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。
- 6 部会長は、調査審議した事項について、その結果を本部長に報告するものとする。

(事務局及び部会の庶務)

第7条 事務局を総務部行政経営グループに置き、本部及び各部会等の連絡調整を行う。

- 2 部会の庶務は、それぞれ次に掲げるグループにおいて処理する。

- (1) 財政部会 総務部財政グループ

- (2) 事業部会 総務部企画調整グループ
- (3) 事務改善部会 総務部行政経営グループ
- (4) 人材活用部会 総務部人事グループ

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則 (昭和60年訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年訓令第10号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則 (昭和62年訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年訓令第13号)

この訓令は、平成7年4月14日から施行する。

附 則 (平成8年訓令第9号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年訓令第18号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年訓令第12号)

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年訓令第15号)

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年訓令第13号)

この訓令は、平成14年5月9日から施行する。

附 則 (平成16年訓令第5号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第18号）

この訓令は、平成17年4月2日から施行する。

附 則（平成19年訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年訓令第10号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第15号）

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第18号）

この訓令は、平成28年7月19日から施行する。

附 則（令和元年訓令第16号）

この訓令は、令和元年8月30日から施行する。

附 則（令和2年訓令第16号）

この訓令は、令和2年5月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

総務部長、総務部次長、市民生活部長、保健福祉部長、観光経済部長、都市整備部長、教育部長、消防長

別表 2 (第 6 条関係)

部会	所掌事務
財政部会	(1) 歳入の確保に関する事。 (2) 歳出の削減に関する事。 (3) 市有施設の見直しに関する事。 (4) その他財政に関する事。
事業部会	(1) 単独施策、事業の見直しに関する事。 (2) 民間活力の活用に関する事。 (3) 協働のまちづくりの推進に関する事。 (4) その他事業に関する事。
事務改善部会	(1) 事務の見直しに関する事。 (2) 先進技術等の導入及び活用に関する事。 (3) 行政サービスの向上に関する事。 (4) その他事務改善等に関する事。
人材活用部会	(1) 組織、機構に関する事。 (2) 職員定数及び給与に関する事。 (3) 職員の育成、研修に関する事。 (4) その他人材活用等に関する事。